

「ピンク・レディー」事件

判決年月日 平成24年2月2日

事件名 平成21年(受)第2056号 損害賠償請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120202111145.pdf>

担当部 最高裁判所第一小法廷

【コメント】

- ・ わが国でパブリシティ権（プライバシーの権利の経済的側面とも言えましょう）が裁判上初めて問題となったのは，東京地裁昭和51年6月29日判決（マーク・レスター事件）ですが，当初は裁判所もこの言葉を使いませんでした。下級審判決で最初に使われたのが東京地裁平成11年9月27日決定（光GENJI事件）であり，その後高裁判決でも使われるようになりましたが，最高裁として初めて「パブリシティ権」という法的権利を明文がないのに認めたことになり，その意義は大きいと言えます。

なお，物に係るパブリシティ権については，最高裁平成16年2月13日判決（ギャロップレーサー事件）で否定されています。

- ・ 本判決は，パブリシティ権を「人の肖像等有する顧客吸引力を排他的に利用する権利」として，法的権利性を認めるとともに，その法的性質については，人格権に由来する権利であるとししました。
- ・ そして，本判決は，人の肖像等を無断利用する行為がパブリシティ権侵害となるのは，「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする場合」であるとして，侵害となる3つの典型的なケースを例示しました。
- ・ もっとも，本事案の結論としては，本件記事の内容（北村二郎「芸能人の肖像写真が雑誌の記事に利用された場合のパブリシティ権侵害の成否」知的財産法政策学研究25号341頁に光文社：女性自身2007年2月27日号の当該記事が引用されています。）や，肖像等の利用態様に照らし，被上告人の行為は，専ら上告人の肖像の有する顧客吸引力の利用を目的とするものではないとして，パブリシティ権侵害を否定しました。
- ・ なお，原判決（知財高裁平成21年8月27日・判時2060号137頁）は，結論として侵害を否定している点では本判決と同様ですが，パブリシティ権侵害が成立するための要件について，「専ら」顧客吸引力の利用を目的とする場合に限定することは，顧客吸引力利用以外の目的がわずかでもあれば「専ら」利用する目的ではないことにもなりかねないとの問題点を指摘し，肖像等を利用する目的，方法や態様等を総合考慮して判断すべきとしていました。

この点については，本判決のいう「専ら」の文言については，過度に厳密な意味に解することは相当でないとの金築誠志判事の補足意見が参考になります。

- ・ パブリシティ権については，社会的関心の対象になりやすい著名人の肖像等に関して問題になることが多いことから，特に表現の自由や，著名人として社会的に受忍すべき負担との関係で，どのような場合に侵害が成立するかについて争いがありました。総合衡量説や，厳格に適用しようとする立場，逆に緩やかに適用しようとする立場などがありました。
- ・ 本判決は，この点について，かなり明確に判断しており，実務上重要な意義を有する判決であるといえます。
- ・ なお，パブリシティ権が譲渡できるのか，相続の対象になるのか，等の議論が今後一層活発になるのではないかと期待されます。

【参考裁判例】

- ・ 東京地裁昭和51年6月29日判決・判時817号23頁（マークレスター事件）
- ・ 東京地裁昭和55年1月10日判決・判時981号19頁（スティーブ・マックイン事件）
- ・ 東京地裁平成1年9月27日決定・判時1326号137頁（光GENJI事件）
- ・ 東京高裁平成3年9月26日判決・判時1400号3頁（おニャン子クラブ事件）
- ・ 東京地裁平成10年1月21日判決・判時1644号141頁（キング・クリムゾン事件）
- ・ 東京地裁平成12年2月29日判決・判時1715号76頁（中田英寿事件第1審）
- ・ 最高裁平成16年2月13日判決・民集58巻2号311頁（ギャロップレーサー事件）
- ・ 東京高裁平成18年4月26日判決・判時1954号47頁（ブブカスペシャル7事件）

【事例】

- 「(1)ア 上告人らは，昭和51年から昭和56年まで，女性デュオ「ピンク・レディー」(以下，単に「ピンク・レディー」という。)を結成し，歌手として活動をしていた者である。ピンク・レディーは，子供から大人に至るまで幅広く支持を受け，その曲の振り付けをまねることが全国的に流行した。
- イ 被上告人は，書籍，雑誌等の出版，発行等を業とする会社であり，週刊誌「女性自身」を発行している。
- (2) 平成18年秋頃には，ダイエットに興味を持つ女性を中心として，ピンク・レディーの曲の振り付けを利用したダイエット法が流行した。
- (3)ア 被上告人は，平成19年2月13日，同月27日号の上記週刊誌（縦26cm，横21cmのA B変型版サイズで約200頁のもの。以下「本件雑誌」という。）を発行し，その16頁ないし18頁に「ピンク・レディー de ダイエット」と題する記事（以下「本件記事」という。）を掲載した。
- イ 本件記事は，タレント（以下「本件解説者」という。）がピンク・レディーの5曲の振り付けを利用したダイエット法を解説することなどを内容とするものであり，本件記事には，上告人らを被写体とする14枚の白黒写真（以下「本件各写真」という。）が使用されている。
- (4)ア 本件雑誌16頁右端の「ピンク・レディー de ダイエット」という見出しの上部には，歌唱している上告人らを被写体とする縦4.8cm，横6.7cmの写真が1枚掲載されている。
- イ 本件雑誌16頁及び17頁には上下2段に分けて各1曲の振り付けを，同18頁の上半分には残りの1曲の振り付けをそれぞれ利用したダイエット法が解説されている。上記の各解説部分には，それぞれのダイエット効果を記述する見出しと4コマのイラストと文字による振り付けの解説などに加え，歌唱している上告人らを被写体とする縦5cm，横7.5cmないし縦8cm，横10cmの写真が1枚ずつ，本件解説者を被写体とする写真が1枚ないし2枚ずつ掲載されている。
- ウ 本件雑誌17頁の左端上半分には，ピンク・レディーの曲の振り付けを利用したダイエット法の効果等に関する記述があり，その下には水着姿の上告人らを被写体とする縦7cm，横4.4cmの写真が1枚掲載されている。また，同頁の左端下半分には，本件解説者が子供の頃にピンク・レディーの曲の振り付けをまねていたなどの思い出等を語る記述がある。
- エ 本件雑誌18頁の下半分には「本誌秘蔵写真で綴るピンク・レディーの思い出」という見出しの下に，上告人らを被写体とする縦2.8cm，横3.6cmないし縦9.

1 cm，横 5 . 5 cmの写真が合計 7 枚掲載されている。その下には，本件解説者とは別のタレントが上記同様の思い出等を語る記述があり，その左横には，上記タレントを被写体とする写真が 1 枚掲載されている。

- (5) 本件各写真は，かつて上告人らの承諾を得て被上告人側のカメラマンにより撮影されたものであるが，上告人らは本件各写真が本件雑誌に掲載されることについて承諾しておらず，本件各写真は，上告人らに無断で本件雑誌に掲載された。」

【本判決の判断】

「(1) 人の氏名，肖像等（以下，併せて「肖像等」という。）は，個人の人格の象徴であるから，当該個人は，人格権に由来するものとして，これをみだりに利用されない権利を有すると解される（氏名につき，最高裁昭和 5 8 年（オ）第 1 3 1 1 号同 6 3 年 2 月 1 6 日第三小法廷判決・民集 4 2 卷 2 号 2 7 頁，肖像につき，最高裁昭和 4 0 年（あ）第 1 1 8 7 号同 4 4 年 1 2 月 2 4 日大法廷判決・刑集 2 3 卷 1 2 号 1 6 2 5 頁，最高裁平成 1 5 年（受）第 2 8 1 号同 1 7 年 1 1 月 1 0 日第一小法廷判決・民集 5 9 卷 9 号 2 4 2 8 頁各参照）。そして，肖像等は，商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります，このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（以下「パブリシティ権」という。）は，肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから，上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。他方，肖像等に顧客吸引力を有する者は，社会の耳目を集めるなどして，その肖像等を時事報道，論説，創作物等に使用されることもあるのであって，その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるといえるべきである。そうすると，肖像等を無断で使用する行為は，肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し，商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し，肖像等を商品等の広告として使用するなど，専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に，パブリシティ権を侵害するものとして，不法行為法上違法となると解するのが相当である。

- (2) これを本件についてみると，前記事実関係によれば，上告人らは，昭和 5 0 年代に子供から大人に至るまで幅広く支持を受け，その当時，その曲の振り付けをまねることが全国的に流行したというのであるから，本件各写真の上告人らの肖像は，顧客吸引力を有するものといえる。

しかしながら，前記事実関係によれば，本件記事の内容は，ピンク・レディーそのものを紹介するものではなく，前年秋頃に流行していたピンク・レディーの曲の振り付けを利用したダイエット法につき，その効果を見出しに掲げ，イラストと文字によって，これを解説するとともに，子供の頃にピンク・レディーの曲の振り付けをまねていたタレントの思い出等を紹介するというものである。そして，本件記事に使用された本件各写真は，約 2 0 0 頁の本件雑誌全体の 3 頁の中で使用されたにすぎない上，いずれも白黒写真であって，その大きさも，縦 2 . 8 cm，横 3 . 6 cm ないし縦 8 cm，横 1 0 cm 程度のものであったというのである。これらの事情に照らせば，本件各写真は，上記振り付けを利用したダイエット法を解説し，これに付随して子供の頃に上記振り付けをまねていたタレントの思い出等を紹介するに当たって，読者の記憶を喚起するなど，本件記事の内容を補足する目的で使用されたものといえるべきである。

したがって，被上告人が本件各写真を上告人らに無断で本件雑誌に掲載する行為は，専ら上告人らの肖像の有する顧客吸引力の利用を目的とするものとはいえず，不法行為法上違法であるといえることはできない。」

以上  
〔文責：大住 洋〕